

令和8年度 通学支援バス運行事業
大仁東地区通学支援バス運行管理業務
プロポーザル実施要領

伊豆の国市

1 趣旨

この募集要項は、「大仁東地区通学支援バス運行管理業務」について、公募型プロポーザル方式により参加事業者に提案を募り、その提案の中で内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者の提案を選定するための手続について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 事業名

令和8年度 通学支援バス運行事業

(2) 業務名

大仁東地区通学支援バス運行管理業務

(3) 業務内容

「大仁東地区通学支援バス運行管理業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

(5) 委託上限金額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 企画提案に参加するに当たり必要な資格

この企画提案に参加する者は、伊豆の国市契約規則を遵守した上、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）でないこと。
- (3) 伊豆の国市暴力団排除条例（平成24年伊豆の国市条例第10号）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 静岡県内に本社、支店、営業所等を有しており、通学支援バス（スクールバス）等の運行実績があること。

4 選定スケジュール

選定スケジュールは以下のとおり。

項目	日時	注意事項
実施要領公表 (伊豆の国市HP)	令和8年6月29日(月)	質問票(様式第2号)は、電子メール等で提出してください。 口頭での質疑応答は行いません。
質問受付期限	令和8年7月6日(月)	
質問回答期限	令和8年7月8日(水)	質問者及び事業者全員に対し、随時、電子メールで回答します。
企画提案書等の提出期限	令和8年7月15日(水) 午後5時必着	持参又は郵送により提出してください。
企画提案書等の説明	令和8年7月22日(水)	総括責任者等が企画提案書等を説明してください。(1者につき20分程度)
審査結果通知	令和8年7月24日(金)	企画提案書を提出したすべての事業者 に通知します。

5 提出書類等

- (1) 公募型プロポーザル参加申込書(様式第1号) 1部
 - (2) 公募型プロポーザル参加届出書(様式第3号) 1部
 - (3) 企画提案書(様式第4号) 5部(正本1部、副本4部)
 - (4) 業務経歴書(様式第5号) 5部(正本1部、副本4部)
 - (5) 本業務の実施体制(様式第6号) 5部(正本1部、副本4部)
 - (6) 見積書(税込)(様式任意) 5部(正本1部、副本4部)
 - (7) 会社概要がわかる資料(様式任意、既存のパンフレット・会社案内等も可) 1部
- ※見積書には代表者印を押印し、内訳書を添付すること。正本のみ押印し、副本は写しとする。

6 企画提案書について

企画提案書を作成するに当たり、次の事項に留意して作成すること。

- (1) 事業実績について
同種、類似の契約実績について記入してください。
- (2) 安全運行と緊急時の対応について
事故処理担当者、危機管理マニュアルの有無等について記入してください。
- (3) 児童・生徒への対応について
児童・生徒の乗降時の安全対策等について記入してください。
- (4) 柔軟な対応について
委託者等の依頼に対する柔軟な対応方法について記入してください。

(5) 事業者としての優位性とアピール

この業務委託について、優位になる点やアピールしたい点を記入してください。

7 選考方法について

(1) 実施方法等

提出された企画提案書等について、プロポーザル審査表に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により選定する。審査に当たっては、総括責任者等による説明を受けた後、質疑応答を行うことを基本とする。

(2) 評価基準について

プロポーザル審査表（別紙）の配点のとおり

審査委員全員の合計点数が最低基準（60％）に満たない提案は不採用とする。

(3) 審査の結果について

企画提案を受けたすべての事業者に、審査結果を文書で通知する。

なお、審査は非公開とし、他者の提案内容及び評価についても公開しない。

8 失格事項

次の各事項のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 「参加資格」の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出すべき書類に不備があった場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 見積金額が委託金額の上限を超える場合

(5) 選考の公平性を害する行為があった場合

(6) 上記事項に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、プロポーザル審査委員会が不適切であると認めた場合

9 その他留意事項

(1) この企画提案に参加する費用は、すべて事業者の負担とする。

(2) 提出期限後の書類の修正又は変更は、承認しない。

(3) 提案された実施体制の変更は、死亡、傷病、退職等のやむを得ない場合を除き、これを認めないものとする。

(4) 提出された書類の著作権は、参加する事業者に帰属する。ただし、委託者がこの選考結果の報告等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(5) 提出された書類は、返却しない。

(6) この企画提案に係る情報公開請求があった場合は、伊豆の国市情報公開条例（平成17年伊豆の国市条例第8号）に基づき提出書類の公開について判断する。

(7) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

(8) 企画提案書や見積書の作成等に必要な本市に関する資料は、政策企画課が提供する。

これにより受領した資料等は、市の了解なく公表できないものとする。

10 提出・問い合わせ（事務局）

〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 340-1

伊豆の国市企画財政部政策企画課

電 話 055-948-1413（直通）

メール kikaku@city.izunokuni.shizuoka.jp

担 当 佐藤・工藤